

グループホームあかねの里 令和4年度第2回運営推進会議報告書

- 1、開催日時 書面会議の形式で開催（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点によるため。資料については令和4年7月中旬に委員のかたに向け送付）。
- 2、資料送付対象委員 ■■■■■（地域住民代表）
■■■■■（地域住民代表）
■■■■■（家族会代表）
ひらた高齢者あんしん支援センター
出雲市高齢者福祉課

【議題】

1. 「あかねの里 身体拘束廃止取組」について
2. その他
 - ★ 利用者状況について

【後日、委員様から返送にいただいたご意見】

[地域住民代表の ■■■■様より、いただいたご意見等については、下記のとおり]
「1-2」の資料(介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為:11項目)については承知しております。
「投票行動について」:1~7項目はもっともな意見ではあるが、個人的には3・4項目に興味があります。

以前にも、投票所の係員に迷惑をかけられている方を見ました。本人の意思がはっきりと分からない状態での投票行為は「投票権」とは言えないのではないかと思います。

(当事業所からの回答)

いつも参考となるご意見いただき、ありがとうございます。

認知機能が低下されたかたがたに対し、本人の意志を読み取り、それが反映できるよう支援することが我々の職務の原則であります。

「投票行動の支援」の難しい点は「(プライバシー保護の観点により)投票した結果が、本人の意志に沿ったものとなったかが検証できない」・「本人の意志を汲み取り、支援する行為が誘導と捉えられかねない」・「価値ある1票か否かがはっきりしない状態で、今後の社会情勢に影響を及ぼす選挙に参加することの是非」等が挙げられると思います。

しかし、「認知症の診断を受けたかたは投票をするべきではない」と取り決めた時点で、我々は職業人として研鑽を重ねる姿勢を放棄したのも同然と考えます。今後も一つ一つの課題にチームで良い解決策がないかを模索していきたいと思っております。

[地域住民代表の ■■■様より、いただいたご意見等については、下記のとおり]
ご苦勞様です。

身体拘束は、あつてはならないことだと思います。

コロナ禍が続いて、皆様大変なことと思います。

平常な生活がいかに大事であるか痛感します。

(当事業所からの回答)

いつもお世話になっております。

「切迫性・一時性・非代替性」の3原則を満たす場合には必要な手続きを踏んで、身体拘束を行う仕組みは整備しておりますが、安易にその選択をすることを事業所として許しておりません。今後も、身体拘束以外の対応方法はないかを追求していきたいと思ひます。

コロナ禍も3年目と長期化しております。

ご意見のとおり、平時には親族や知り合いと居室等で自由に面会していただいておりますが、そんな当たり前のことが実現できない状況に現在もあります。

この情勢だからこそ、制限がある状況が当たり前との感覚におちいることがないよう意識することが必要であると痛感しております。

一気に、平時と同じ対応にジャンプアップすることは困難であると思ひますが、感染状況の推移にはアンテナを立て、速やかに緩和策を打ち出す姿勢は持ち続けたいと思ひます。

[家族会代表の ■■■様より、いただいたご意見等については、下記のとおり]

いつもお世話になっております。

身体拘束禁止と利用者のケガ、事故、今日の読売新聞にも記事ありました。

筋力、理解力の衰えも進む中での見守り、お世話、ありがとうございます。

(当事業所からの回答)

いつもありがとうございます。

ご意見のとおり「身体拘束廃止取組」と「リスク対策(ケガ、事故の防止)」は相反する性質があり、両立が難しい面があります。例えば、転倒事故の防止を優先しすぎると「危ないから、そこに座ったままでいて」というスピーチロックのような声かけが増えることが挙げられます。

利用者のかたがたの「尊厳ある暮らし」と「安全な暮らし」の実現をバランス良く行っていききたいと思ひます。

[あんしん支援センター ■■■様より、いただいたご意見等については、下記のとおり]

続いてお世話になります。

貴施設での身体拘束廃止取組についての実情について、あてはまるような行為は行ったことはないとのこと、日々の業務の中ではご苦勞な点もあるのではないのでしょうか。危険を回避するために具体的に工夫されている点など、もしあればご説明ください。

また、議題の投票行動の支援については、類似したケースの場合も含め、その方を支える周囲の人々において行われる意思決定支援の基本的な考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を事前に協議しておく必要もあると思ひます。

次の議題の受診希望については、普段のその方のご様子をしっかりと把握しておくことが基本

ですね。貴施設では多様なケースについて対応していらっしゃるようですが、ご本人、ご家族も含め予め方針を決めておくことも重要な気がします。

(当事業所からの回答)

ご意見ありがとうございます。

2 ユニット 18 名の利用者のかたを、なじみの関係を築いた少数の職員で支援していく運営をグループホームである「あかねの里」は行っています。

それは裏を返せば、利用者様(1 ユニット 9 名)を職員が各ユニット 1 人体制で対応する時間帯が多く存在することを意味します。その際は、転倒のリスクの高いかたは車イスに乗車してもらうのではなく、床をいざりながら過ごしていただく対応を選択しております(車イスからの転落リスクを軽減するため)。この支援のありかたも、常に代替の方法はないかを検討するよう心がけています。

続いて「投票行動の支援」についてですが、おっしゃるとおり、理念や姿勢等の事柄を事前協議しておくことは大切でないかと考えます。やはりキーワードは「そのかたにとって価値ある 1 票を投じることができるか否か」ではないかと思えます。そのためには、日常的な関わりのなか、各利用者のかたがたをより深く理解していくスタンスが必要であると考えます。

「受診希望」についてですが、これも言われるとおり、普段のそのかたをしっかりと見つめることが、より良い支援の実現に欠かせないと感じます。

[出雲市高齢者福祉課より、いただいたご意見等については、下記のとおり]

委員会で協議された内容について、どのようにまとめ、また、職員へ周知されていますか。

今年度は、どのような内容の研修を計画されていますか。

(当事業所からの回答)

ご意見ありがとうございます。

当委員会の議題は、認知症ケアを生業とする者にとって重要なポイントを取り扱っていますので、会議録は毎回全体回覧を行っています。

今年度の研修のありかたですが「身体拘束等の廃止にかかる研修」のテーマも、職員 1 名を担当に充て実施する予定(2 月)であります。その内容については、助言を行いながらですが、原則担当者に一任しております(現在、形式は検討中)。

【次回開催日程】

令和 4 年 9 月 15 日(第 3 木曜日)16 時から開催する予定(新型コロナウイルスの蔓延状況によっては書面会議形式となる可能性あり)。